

# 住まいの耐震化を応援します

地震が多い日本にとって、家の耐震化は命を守るために欠かせません。また、沿道の家屋、ブロック塀などが倒壊すると、避難路を確保できなくなる危険も伴います。今後予想される大地震に対して命を守るためには、家の現状を知り、場合によっては耐震改修等を行うことが有効です。



## ●令和元年度事業の受付を開始します

伯耆町では、木造住宅の耐震診断や住宅の耐震設計、耐震改修工事等を実施される方の支援を行っています。希望される方は総務課へ電話でお申込みください。

**受付期間** 9月2日(月)～20日(金)

※実施予定戸数を超えた場合は、抽選により助成対象者を決定します。

## ●住宅の耐震化に関する事業

### ① 耐震診断技術者の派遣 (伯耆町木造住宅等耐震診断促進事業)

耐震診断を希望する木造住宅の所有者に、耐震診断技術者(民間建築士)を無料で派遣します。

#### 耐震診断とは

旧耐震基準で設計された既存の建物を、現行の耐震基準に基づき診断し、耐震性の有無を確認することです。

**事業内容** 耐震診断技術者を派遣

**費用** 無料

**実施予定戸数** 5戸

**対象建物**  
(次の条件を全て満たすもの)

- 木造の一戸建て住宅(現に居住していること)
- 平成12年5月31日以前に建築されたもの
- 住宅の構法が在来軸組工法又は枠組壁構法であるもの  
※助成決定後に対象建築物の設計図書の有無などを確認します。  
※非木造部分があると助成の対象にならない場合があります。

### ② 耐震改修設計への助成 (伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金)

耐震改修設計を実施する一戸建て木造住宅の所有者に、費用の一部を助成します。

**補助内容** 設計費用の2/3以内(補助金上限額16万円)  
例)設計費用24万円×2/3(申請者負担8万円、補助金16万円)

**実施予定戸数** 2戸

**補助対象建物**  
(次の条件を全て満たすもの)

- 木造の一戸建て住宅
- 平成12年5月31日以前に建築されたもの
- 耐震診断により、地震に対して倒壊する危険があると評価されていること

### ③ 耐震改修への助成 (伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金)

耐震改修工事を実施する一戸建て木造住宅の所有者に、費用の一部を助成します。

**補助対象**

各階のlw値が1.0以上となる工事	1.0以上	各階のlw値が0.7以上となる段階的な工事	0.7以上	1階のlw値が1.0以上となる段階的な工事	1.0以上
-------------------	-------	-----------------------	-------	-----------------------	-------

※lwとは、耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標です。(lw値が1.0以上で倒壊の恐れが低いとされています。)

## ③耐震改修への助成 (伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金) つづき

### 補助内容

昭和56年5月31日以前建築

…耐震改修工事費用の2/3(補助金上限額100万円)

昭和56年6月1日～平成12年5月31日建築

…耐震改修工事費用の1/3(補助金上限額100万円)

例)昭和56年5月31日以前建築で工事費用が120万円×2/3(申請者負担40万円、補助金80万円)

**実施予定戸数** 1戸

**補助対象建物**  
(次の条件を全て満たすもの)

- 木造の一戸建て住宅
- 平成12年5月31日以前に建築されたもの
- 耐震診断により、地震に対して倒壊する危険があると評価されていること



## ④ その他の震災対策に関する助成

耐震シェルターを設置される方、屋根の軽量化工事などの屋根瓦耐震対策を実施される方への助成制度もあります。

## ●危険ブロック塀震災対策に関する事業

### ① ブロック塀等の撤去への助成 (伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金)

危険なブロック塀等を撤去される方に、費用の一部を助成します。

**補助対象** ・不特定の者が通行する道路に面しており、危険と判断されるもの(コンクリートブロック塀の点検表等により危険と判定されたもの)  
・高さが0.6mを超えるコンクリートブロック塀、レンガや石造りの塀 など

**補助内容** 次のうちどちらか低い額(補助金上限額30万円)  
・全体の撤去費用の2/3  
・撤去する塀の長さ(m)×9千円の2/3

### ② 軽量なフェンス・生垣への改修に対する助成 (伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金)

危険なブロック塀等を撤去し、軽量なフェンス・生垣へ改修される方に、費用の一部を助成します。

**補助対象** 本補助金を活用して撤去するブロック塀の範囲に新設する軽量なフェンス・生垣(建築基準法の基準を満たすもの)  
※ブロック塀等の撤去と併せて助成を受けることができます。

**補助内容** 次のうちどちらか低い額(補助金上限額10万円)  
・改修費用の1/3  
・改修して設置するフェンス・生垣の長さ(m)×2万5千円の1/3

## ●家具転倒防止対策への助成 (家具転倒防止等対策事業補助金)

随時募集中

地震発生時の家具の転倒などによる被害を軽減するため、家具転倒防止器具などの購入・取付けを行う方に対して、費用の一部を助成します。

### ① 家具転倒防止器具購入への助成

**補助内容** 購入費用の1/2(上限1万円)

### ② 家具転倒防止器具等の購入及び取付けへの助成

**補助対象** 補助対象者:町内に住所を有する方で高齢者世帯等に該当する人のみで構成される世帯

**補助内容** 購入及び取付け費用の10/10(上限2万円)

対象となる家具転倒防止器具の例

- ・家具の転倒、移動又は落下を防止するために有効な器具
- ・ガラスの飛散を防止するため有効なフィルム
- ・感震ブレーカー

※詳しくは、次号でお知らせします。

申込み・問い合わせ先

総務課 TEL:0859-68-3111